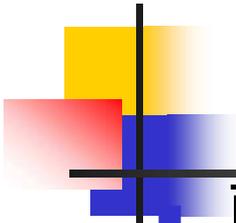


南相馬市地域包括ケアシステム推進会議資料

地域包括支援センターの業務内容・現状と課題

平成27年10月27日

南相馬市地域包括支援センター
星 直子



地域包括支援センターとは…

南相馬市から委託された高齢者の総合相談の窓口

南相馬市には4ヵ所の地域包括センターが設置されている。

原町東、原町西・鹿島・小高

地域包括支援センターの職員

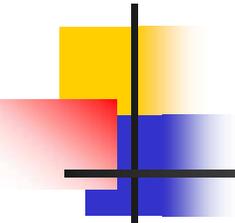
・三職種といわれる職員は、市の条例により専任(常勤)の配置が定められている。

社会福祉士等 保健師等 主任介護支援専門員等

・介護支援専門員

地域包括支援センターの特徴

・それぞれの職員は専門性を活かしながら一つのチームとなり、チームアプローチを実践する。



地域包括支援センターの目的と機能

- 高齢者が住みなれた地域で安心して過ごす事ができるように、地域包括ケアシステムを実現する為の中心的な役割を果たす。
- 地域のネットワークの構築機能
 - フォーマル、インフォーマル等、様々な社会資源をつなげる事で住民への情報提供、住民自身による支援、専門職の連携を可能にする。
- ワンストップサービス窓口機能
 - 包括1ヶ所では高齢者の相談からサービス調整に至るまでの機能を発揮し、ワンストップサービスの拠点となる。



■権利擁護機能

高齢者の権利を理解してもらうとともに、権利侵害の予防や発見、権利保障への対応を行う。

■介護支援専門員支援機能

地域の介護支援専門員への直接的、間接的支援

地域包括ケアシステムとは

高齢者が住みなれた地域で安心して、その人らしい生活が継続できるようそれぞれの高齢者のニーズや状態変化に対応した、介護サービスを始め様々なフォーマルやインフォーマルなど多様な社会資源を本人が活用できるように包括的、継続的に支援する。

地域包括ケアシステムは「自助、互助、共助、公助」それぞれの関係者の参加によって形成される為、全国一律ではなく地域特性や住民特性などの実情に応じた内容となる。

地域包括ケアシステムの構築は市町村にその責務があり、地域包括支援センターは構築に向けて中心的な役割を果たす。

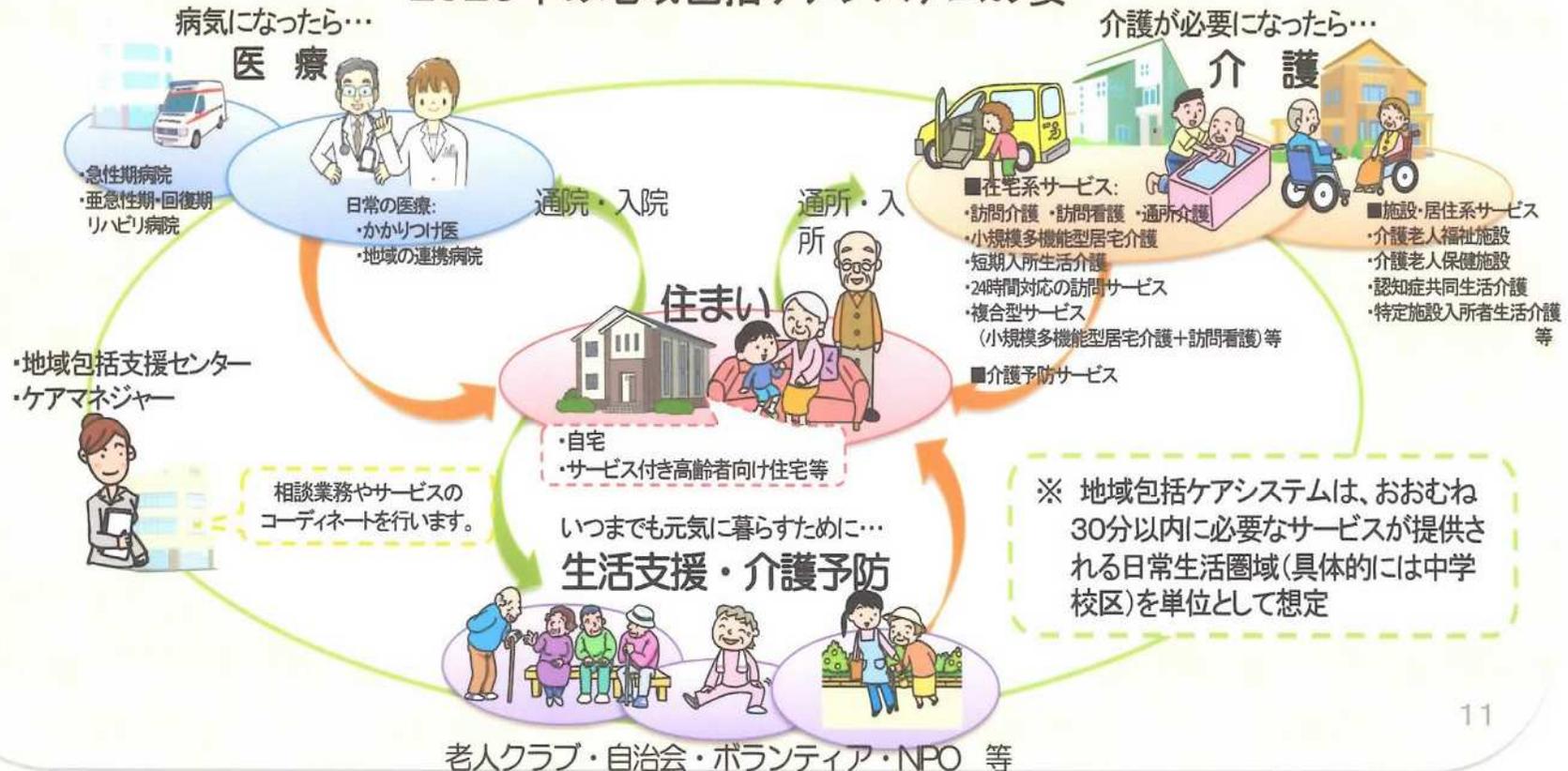
団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続ける事ができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。

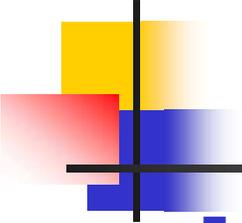
今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。

人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は穏やかだが人口は減少する町村部など、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。

地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく事**が重要です。

2025年の地域包括ケアシステムの姿





介護保険法で定められた事業

1、総合相談支援事業

・総合相談

全ての事業の入り口となる業務で、地域の高齢者に関する様々な相談を受け止め、適切な機関や制度、サービスにつなぎ、必要に応じ包括の業務に継続する。

包括の平成26年度の相談実件数が年間約 2、600件

相談対応延べ回数は約 41、000回に及ぶ

・ネットワークの構築

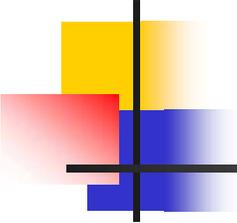
日々の活動を通じた地域の様々な関係機関との連携や、会議等を通じて地域包括支援ネットワークを構築し、情報の共有や連携を図る。

・実態把握

来所や電話相談以外にも地域住民からの連絡や、単身、高齢者世帯を中心とした訪問で地域の高齢者の心身の状況や家庭環境などを把握し、地域の課題やニーズを発見し早期に対応する。

・認知症初期集中支援チーム

認知症やその家族に関わり早期診断、早期対応に向けた支援体制を構築 ⁶



2、権利擁護事業

- ・高齡者虐待の防止と対応

行政の担当課と協働し、高齡者虐待の予防の啓発、早期発見や対応を行なう。

- ・消費者被害の防止及び対応

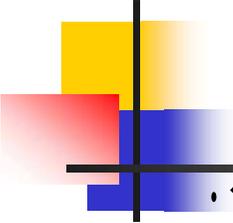
地域の消費者被害に関する情報を関係機関と共有し、早期発見、被害の拡大防止や回復を図る。また行政や専門の機関に情報を伝達する。

- ・判断能力を欠く状態にある人への支援

日常生活自立支援事業(安心サポート)と連携したり、行政と共に成年後見制度等になく。

- ・困難事例への対応

高齡者やその家族に多くの課題や問題が存在している場合や、支援を拒否している場合は地域包括全体で対応したり、行政や関係機関とケース検討会議等を開催し対応を検討する。



3、包括的・継続的ケアマネジメント業務

・包括的・継続的なケアの体制の構築

高齢者がその人らしい自立した生活を継続する為に、本人や家族が必要な時に必要な社会資源を切れ目なく活用できるよう支援する。

その為に、地域の介護支援専門員が包括的・継続的ケアマネジメントの実践が可能となるような環境の整備と、個々の介護支援専門員へのサポートを行なう。

・関係機関との連携体制の構築

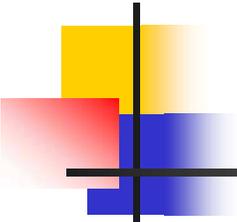
包括定例会や包括区会、代表者会議、地域ケア会議 など

・介護支援専門員の実践力向上

介護支援専門員同士のネットワーク作りの為の情報交換会や、資質の向上の為の研修会の開催。日常的な相談、助言や指導 など

・地域ケア会議

他職種協働による地域ケア個別会議を開催し、個別ケースの支援を通じて地域課題を把握し、政策提案等につながる地域ケア推進会議に報告する。



4、介護予防ケアマネジメント事業

・二次予防対象者の介護予防教室参加へのケアマネジメント業務

行政が実施する65歳以上の高齢者へのチェックリストによる、介護予防教室参加の該当者や包括が実施する相談業務や実態把握業務で、介護予防教室参加が該当となった高齢者の教室参加へのケアマネジメントの実施。

- ・筋力向上トレーニング事業 元気はつらつ教室
- ・複合プログラム(運動・口腔・栄養) 楽しく健幸教室

・介護予防給付に関するケアマネジメント業務

介護保険で要支援1,2の認定を受けた人の介護予防給付におけるケアマネジメントの実施。

介護予防給付に関すること

震災・原発事故による介護予防給付の実績推移

	H 23年2月	H 27年7月
包括担当者数	297人	495人
委託依頼者数	106人	152人
月当たりの総数	403人	647人
委託先事業所数	市内 15ヶ所	市内 10ヶ所 市外 80ヶ所

委託事業所とは・・・

居宅介護予防支援事業所は地域包括支援センターのみであるが、震災により市外へ避難した人や市内に居住していても、本人や家族の希望等により地域の居宅介護支援事業所のケアマネジャーにケアマネジメントを依頼する時は、包括より居宅介護支援事業所に業務委託を行い、支援計画書のやり取りや連絡事務、給付等を包括が行なう。

震災後は市民の避難により、一時は北海道から沖縄まで全国に委託を行っていた。

現在は南相馬市に避難している双葉地区の避難者も担当している。

法定外の業務について

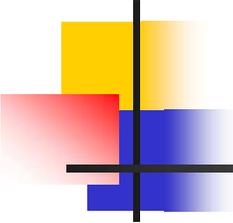
南相馬市からの受託事業

1、高齢者在宅サービスに係る実態調査及び代行申請

南相馬市の在宅サービス(独自サービス)の相談受付や実態調査、申請の代行等の実施。

・南相馬市の在宅サービスについて

介護予防教室事業	外出支援サービス事業	車いす同乗軽自動車貸出事業
軽度生活援助事業	紙オムツ券給付事業	高齢者日常生活用具給付事業
配食サービス事業	緊急通報システム事業	生活支援ショートステイ事業
高齢者に優しい住まいづくり助成事業		



2、家族介護教室について

- 家族等を介護している人や教室の内容に関心のある人を対象に、4カ所の包括支援センターが4つのカテゴリー毎に内容を変えて、4包括で年間16回の介護教室を実施している

3、家族介護者交流事業

- 在宅で介護をしている家族を対象として、介護者間での交流や介護の悩みなどの意見交換、相談受付や情報の共有ができる場を提供し、介護者を一時的に介護から開放してリフレッシュと負担軽減を図るための事業で、今年度も11月に8回開催予定

地域包括支援センターの現状と課題について

1、業務量の増加

- ・相談内容が多様化、複雑化し1件の相談に対応する時間や回数が増えている。
独居、認知症、多問題家族、地域の関係性の変化、高齢者を取り巻く環境の変化等
- ・担当地域の拡大
小高地域包括は、相馬から小高までの相談対応、訪問等を行なっている
- ・相談業務や要支援担当者の増加から、地域の実態把握が実施できていない。
相談対応での実態把握は実施しているが、地域に出向いての実態把握が難しいため支援が必要な状態となっただけからしか関われないのが現状である。
- ・要支援認定者が増加しているが、市内の居宅介護支援事業所へ委託が難しい
居宅は担当数の上限があるが、包括は上限が無いため全てを受け入れて担当している。震災後は特に居宅のケアマネも不足している為、容易に委託を受けてもらえない
包括職員の中には、担当件数が震災前の2倍や3倍になっている職員もいる
- ・双葉地区の避難者も担当している為、益々介護予防ケアマネジメントが業務量の大きなウエイトを占めている。

- ・他市町村へ避難している高齢者の、介護予防ケアマネジメントの委託業務の負担が大きい。

市外、県外への業務委託については、書類のやり取りから連絡調整、給付まで実施しており、書類は郵送でやり取りしている。市内の居宅は包括に書類を持参する

- ・業務量が増えれば、調書の記録も増えるため勤務時間内に業務が終了しない
- ・認定調査も期限がある為、業務が重なり負担が大きくなってきている。

2、つなげるサービスが少ない

- ・要介護認定が非該当になっても、予防教室の途中参加が出来ない
- ・要介護認定者のケアマネへの調整が難しく、認定が出る前の暫定利用に至っては包括が主導で進めざるを得ない。
- ・特に要支援認定者は受け入れサービス量が減少しており、利用者本位のサービス導入が難しい。(医療系のサービスの空き待ち、デイやヘルパーの回数減)

3、身寄りの無い方のサポートへの負担

身寄りの無い方や家族が疎遠であったりすると、緊急時の対応や急変時の支援(通院、入院中の対応、買い物、自宅でのおむつ交換等に至るまで)を包括が支援している。

4、今後早急に必要となる支援

現状と課題を踏まえ地域包括として、今後早急に対応すべきだと考えているのは、介護保険サービスから総合事業への早期の移行である。

地域の中で利用できる社会資源の開発では、特に交通手段、生活支援(軽微な内容)や集いの場の確保が必要不可欠である。

5、地域包括支援センターの体制の整備

今後の南相馬市版地域包括ケアシステムを構築していく為には、現場業務を抱える地域包括が行政と協働でシステムを構築する事は状況的に困難な部分が多い。地域包括ケアシステムの構築や地域包括支援センターの事業や活動の方向性等を専門的に行政と協議できる、基幹型地域包括支援センターの早期設置が望まれる。

基幹型地域包括支援センターが設置される事で、センター間での連携を強化し地域包括支援センターの効率的、効果的な運営が可能となると考えられる。